

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 11 日

各都道府県市区町村担当課 御 中

総務省自治税務局自動車税制企画室

自動車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドラインについて

今般、道路交通法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 34 号）のうち、原動機付自転車等の運転の明確化に関する規定（原動機に加えてペダルその他の人の力により走行させることができる装置を備えている原動機付自転車等（いわゆるペダル付き電動バイク）について、当該装置を用いて走行させる場合も、原動機付自転車等の運転に該当することを明確化するもの。）について、令和 6 年 11 月 1 日から施行されました。

同改正法の施行等を踏まえ、警察庁をはじめとする関係省庁やペダル付き電動バイクの販売事業者等関係事業者で構成するパーソナルモビリティ安全利用官民協議会において、関係事業者が取り組むべき交通安全対策について、「自動車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン」として、別添 1 のとおりとりまとめたところです。

各市町村におかれましては、同ガイドラインの趣旨も踏まえ、引き続き、税申告や課税標識に係る手続き等について、貴団体の広報誌やホームページへの掲載等を通じ、ペダル付き電動バイクの所有者をはじめ貴団体内に広く周知・啓発を図っていただくようお願いいたします。

また、別添 2 のとおり、今回の法改正にあわせて警察庁が作成したリーフレットも送付しますので、積極的にご活用ください。なお、同リーフレットは令和 6 年 5 月 31 日付け事務連絡に添付したものと同一ものです。

上記のとおりお知らせしますので、貴都道府県内の市町村へ周知いただきますようお願いいたします。

(連絡先)

総務省自治税務局自動車税制企画室
担当：花堂係長、岡部事務官
電話：03-5253-5663